

第 2 5 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和7年7月11日午後2時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（22名）

1 番 岡 田 幸 一	3 番 笹 沼 恭 一	4 番 市 村 正 司
5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広	7 番 小 松 崎 陽 子
8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘	10 番 皆 川 晃
11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄	13 番 軍 地 美 代
14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿	16 番 雨 貝 裕
17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己
20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一	22 番 浅 井 紘 一
24 番 高 橋 基		

欠席委員（2名）

2 番 松 橋 裕 子 23 番 加 倉 井 幸 夫

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	岩 間 雅 徳
次 長 補 佐	海 野 尚 史	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、出席予定の皆様おそろいでございますので、総会を始めさせていただきますと思います。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。昨晚の雨で、くらくらするほど汗をかいているわけですが、梅雨が終わったのか終わっていないのか分からないのですが、湿気があります。そういう中での本日は総会への出席をありがとうございます。

いよいよ参議院選挙も中盤を迎えておりまして、各政党が公約を出していますが、我々とすれば、なんといっても農業の問題を中心にしなければなりません。特に今回の米の高騰については、備蓄米は、緊急のとき、緊急災害そしてまた凶作のときの備蓄ということで、それが市場における米の価格の調整に使われるのはどうかと、いろんな問題が出ているわけですが、このことについては、我々農業者とすれば、何としてでも最低の価格が保証されなければ米作りがやっていけないということだと思います。そういう中で、物流のシステムも変えなければならないと思っています。これからいろいろ国会でも詰めていって、農家がこれ以上疲弊しないように頑張ってもらわなくてはならないと思っております。

そういう中で、本日はこの後親和会の総会が予定されておりますので、皆様には慎重かつスピーディーな審議をお願いして、挨拶に代えさせていただきます。

議 長 それでは、ただいまから第25回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は22名、欠席委員は2名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

4番の市村正司委員、5番の安藏久男委員、よろしく願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が12件，農地法第4条の審議案件が3件，農地法第5条の審議案件が20件，相続税納税猶予に係る適格証明願が1件，土地現況証明が2件でございます。報告事項といたしまして，農地法第3条の3の届出が9件，農地法第4条の届出が5件，農地法第5条の届出が18件，登記官等からの地目確認照会が2件でございます。審議案件，報告事項合わせまして，71件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に，私の担当地区については，関係委員として意見ができませんので，調査の上，代理発言を17番の関成一委員をお願いいたします。

それでは，議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番、笹沼委員の代理発言になります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らして許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自家消費するため譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件についても、調査検討したところ、譲り受ける農地の脇に空き家があり、その空き家を譲り受ける手続をしております、屋敷続きの畑で自家消費野菜を耕作するということですので、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番の高橋です。

調査検討したところ、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願。いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自家消費するため譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番の高橋です。

自給的農家ということで幾つか確認したのですが、受人は、知人から農機具を借りて作業したいとのことでした。何を作るのですかと聞いたところ、タマネギ等をやっ。ていきたいという返事でした。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。す。ので、ご審議よろしくお願。いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

1か所、有賀町においては、中妻地区の岡田委員の担当となっております。残りが私の担当の下中妻になりますので、まとめて私が代表して意見を申し上げます。調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は，議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことですので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思量されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われるので，皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことですので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことですので、ご審議をお願いします。

議 長 担当委員から許可相当とのご意見がありますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことですので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地

や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが, 内容は, 議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番, 今関です。

調査検討の結果, 法令に照らし事務局の説明どおり許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件についても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4項の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番，渡邊です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，令和5年12月19日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおりますが，農用転用事業としましては計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから，許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため承継を伴う事業計画変更願が提出され，改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、令和5年12月19日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおりますが、農用転用事業としましては、計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため承継を伴う事業計画変更願が提出され、改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきましても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認についてを上程します。

第1項を上程します。

事務局から説明させます。

事務局 それでは、議案の説明の前に、相続税の納税猶予について説明をさせていただきます。

相続税の納税猶予の制度は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続した者が農業を継続する場合や、または相続した農地を農地中間管理事業による貸借をする場合等、相続人が農地として利用し続ける限り、相続人に課税される相続税の納税が猶予される制度です。相続税の納税猶予免除につきましては、市街化区域と市街化調整区域では条件が異なります。まず、市街化区域の場合、相続した農地を今後20年間農地として相続人自らが耕作等することにより相続税が免除されます。一方、市街化調整区域につきましては、農地として利用する期間は終身継続となり、そのことにより納税が免除されることとなります。また、適用を受けるには、相続発生時から10か月以内に申告せねばならないとされております。

それでは、第1項について説明いたします。

相続人は、被相続人から農地を相続し、現在農地として利用されており、納税猶予を受けるため今回相続人から適格者であることの証明願が提出されたものでございます。

なお、願い出の土地は市街化区域の農地が4,551.53平方メートルでございます。
説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。調査検討した結果、法令に照らし適格者だと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、皆さんいかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、適格者と決定いたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。
事務局から説明いたさせます。

事務局 それでは、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてをご説明いたします。

資料は、皆様のお手元でございます別紙1をご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、元石川町の畑1,220平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名と事務局職員1名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

続いて、第2項につきましても同様に転用目的のとおりでありましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということでございますので、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積8万6,841平方メートル、畑が設定面積6万6,622平方メートル、設定者30名、取得者21名でございます。賃借権等の設定日は、令和7年9月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議長 ただいま事業担当課からの説明がありました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積2,185平方メートル、畑が設定面積5万513平方メートル、設定者2名、取得者5名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は令和7年9月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

（事業担当課退席）

議 長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告について、ご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第25回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午後3時05分